

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第1号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(組織)			(組織)		
第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。			第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。		
部	課等	教育機関等	部	課等	教育機関等
教育 部	(略)		教育 部	(略)	
	生涯学習課	地区市民館、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター		生涯学習課	地区市民館、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター
	(略)			図書館	中央図書館、向山図書館、大清水図書館
(事務分掌)			(事務分掌)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
			5 <u>図書館の事務分掌は、次のとおりと</u>		

5・6 (略)

(職の設置)

第5条 部に部長及び教育監を、課に課長、課長補佐及び主査を、美術博物館に副館長(事務長)、事務長補佐及び主査を、科学教育センターに事務長、事務長補佐及び主査を置く。ただし、

する。

- (1) 図書館運営の企画調整に関すること。
- (2) 図書館の施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 図書館協議会に関すること。
- (4) 電子計算組織の運用及び調整に関すること。
- (5) 図書館資料の収集整理に関すること。
- (6) 図書館資料の利用及び管理に関すること。
- (7) 寄贈及び寄託資料に関すること。
- (8) 司文庫に関すること。
- (9) 郷土資料の収集整理に関すること。
- (10) 和装本の整理に関すること。
- (11) 読書相談等に関すること。
- (12) 図書館行事等に関すること。
- (13) 図書館資料の複写に関すること。
- (14) 分室への配本に関すること。
- (15) 団体貸出しに関すること。
- (16) その他図書館に関すること。

6・7 (略)

(職の設置)

第5条 部に部長及び教育監を、課に課長、課長補佐及び主査を、図書館に館長、館長補佐及び主査を、美術博物館に副館長(事務長)、事務長補佐及び主査を、科学教育センターに事務長、

特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場に場長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)
(職務)

第6条 部長、教育監、課長、美術博物館副館長(事務長)及び科学教育センター事務長(以下「課長等」という。)、課長補佐及び事務長補佐(以下「課長補佐等」という。)並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 (略)

3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食共同調理場長、文化財センター所長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4～7 (略)

別表(第4条関係)

職種上の職名	代表的な職務内容又は資格免許等の区分
(略)	

事務長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場に場長を、向山図書館に分館長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)
(職務)

第6条 部長、教育監、課長、図書館長、美術博物館副館長(事務長)及び科学教育センター事務長(以下「課長等」という。)、課長補佐、館長補佐及び事務長補佐(以下「課長補佐等」という。)並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 (略)

3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食共同調理場長、向山図書館分館長、文化財センター所長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4～7 (略)

別表(第4条関係)

職種上の職名	代表的な職務内容又は資格免許等の区分
(略)	

調理員	施設において給食業務を行う 職務
(略)	

調理員	施設において給食業務を行う 職務
助手	配架、軽作業その他の現業的 業務を行う職務
(略)	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。